

提 案 理 由

今般、上程する大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例案の趣旨を具体化し、実効あるものにするためには、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要であり、知事の附属機関を新たに設置するため、本条例を提案するもの。